

START

UP

Vol.17

2009 年夏号

会長挨拶

宮本 好彦（三恵苑在宅介護支援センター）

5月23日の総会にて、今年度の会長職留任を承認いただきました。就任2年目にしてできる精一杯のことを務めますので、各関係機関のみなさまには引き続きご支援ご鞭撻を頂戴いたしたいと存じます。

平成21年度は介護報酬改定及び要介護認定方法の見直しが行われ、報酬については初めてのプラス改定となり事業所の質の高さや人材に着目した評価がなされました。資質の向上を主旨としております当協会活動とは正に合致しており、この後の研修等の企画にさらなる期待を感じずにはいられません。一方で、要介護認定方法運用の混乱など介護保険制度そのものへ不信を生みかねないような課題もあります。我々ケアマネジャーは制度下の単なるメッセンジャーではなく、利用者や地域のケアマネジメントを通して社会への警邏役も買って出るくらいの、そんな存在を目指したいものです。

今年の総会時の全体研修には、普段は対外的に講演会などされることのない株式会社埼玉りそな銀行代表取締役（当時）の川田憲司氏をお招きする機会を得ました。「事実を見極める力を持つ」「自分（の意見・信念）を持つていないと他者とのコミュニケーションはとれない」など、対人援助職の私たちへも深く沁みいる教訓をはじめ、ご講演の内容は高貴にもかかわらず聴講後には皆が親しみを覚えてしまう、そんな人間的魅力溢れる御仁の様子がとても印象的でした。

最後に、介護保険創設時から当協会役員（旧浦和市にては会長職）を務めていただいていた野崎直良様が、今年度より顧問に就任されましたことをこの場を借りてご報告いたします。野崎様にはこれまでのご尽力に心からの敬意と感謝を申し上げ、今後も引き続きご指導ご助言など頂戴できますようお願い申し上げます。



さいたま市介護支援専門員協会

「平成21年度 通常総会」

開催日時 平成21年5月23日（土） 13時45分～14時45分

開催場所 埼玉教育会館2階会議室

5月23日（土）埼玉教育会館2階会議室にて「平成21年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催されました。

今年の会員出席者は 65名を数え、来賓にさいたま市保険福祉局長井上茂氏をはじめ行政より多数の方のご出席をいただきました。

また、来賓代表として、井上茂氏よりご挨拶をいただき、さいたま市では、人口が121万8千人を超え、高齢化率も18.1%を超える状況となっており、今後さらに高齢化が進行し、要介護認定を受ける方や介護保険制度を利用される方の増加が見込まれています。今後、団塊の世代が高齢期を迎え、超高齢化社会の到来が迫っていることから、さいたま市では、高齢化社会に相応しい街作りが求められており、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した生活が営まれるよう支援に取り組んでいるところです。

今後の活動に期待するとともにさらなる連携を図り、そして日頃の介護事業の運営に際し、御礼のお言葉をいただきました。

議案につきましては、滞りなく承認されるとともに、会長につきましては、前年度より再度留任となる、三恵苑在宅介護支援センター 宮本好彦氏となり、各役員、委員におきましても承認いただくことができました。

そして平成21年度より協会において組織体制の編成を行い、新たな船出となりましたことをご報告いたします。



平成21年度 第1回全体研修

開催日時 平成21年5月23日（土） 15時00分～16時50分

開催場所 埼玉教育会館

第1回全体研修会は、埼玉りそな銀行代表取締役社長、川田憲治氏を講師としてお招きし、「経済雑感～経済変動の中における経営改革と志」という演題での講演会を行いました。アメリカに端を発する昨今の世界経済危機、その背景にある21世紀の世界経済の仕組み、日本経済と埼玉県経済の動向と予想など、世界の経済状況をわかりやすく、またユーモアを交えてお話しくださいました。

固定相場から変動相場制に変わった時代に銀行に介入され、その後の経済成長、バブルとその崩壊、銀行への公的資金投入、リーマンショックと様々な荒波を経験しておられる川田氏の話は、経済の問題だけでなく、私たちケアマネジャーにとっても多くの示唆を与えてくださいました。欧州、アメリカ、日本とそれぞれに異なる資本主義の形。その源流を見極め、行動原理の違いを認め合っていくことがこの経済危機を乗り越え、今後の成長に必要であるということ。情報量の多さゆえに返って視野が狭くなってしまう危険がある現代において、最も肝心なのは事実とは何かをつかみ出すということ。また、渋沢栄一や新渡戸稲造を日本経済や日本人の行動の原点とし、その思想に立ち返ることの重要性も話されました。

さらに、ケアマネジャーの仕事には、ルールが多くてやりたいことがやれないというフラストレーションがあるが、どのようにしてそれを解消すべきかという会場からの質問には、銀行も同様であるが、個別の事象にとらわれず、ルールの背景にある価値観を自身がよく解釈し共有することが大事であるという回答をくださいました。経済の理解に役立っただけでなく、今後の私たちの仕事の改善や向上にも役立つ貴重な講演会でした。



新人研修会

「ケアマネにもマナーを」～相手の心に伝わるマナー～
実技を交えた（接遇等）対話式研修

開催日時 7月11日（土）13時30分～16時00分
開催場所 さいたま市プラザウエスト 視聴覚室

今回の全体研修は、介護 換える事ができず、日ごろ
支援専門員として必要なコ 使っている言葉を見直す機
ミユニケーション技術、接 会となりました。ご家族、
遇に對しての見直し、スキ 事業所の人等とのコミュニ
ルアップを目的とし講師と ケーションに對しては、ま
しまして埼玉精神神経セン ず自分から挨拶し良い印象
ター医局秘書であります尾 を与える事が大切との事。
寄美奈氏よりご講義をいた 日頃から自分より挨拶を行
だきました。 ない、自然と出来る様に心
がけたいと感じました。

筆記用具は使用せず参加 電話対応では、顔が見え
者一人一人に對して質問を ないので声の大きさ、丁寧
投げかけそれに対して答え な言葉使用により印象が決
ていく対話形式で行われま まり、会社や事業所に對し
した。 てのイメージに左右される
ので留意する事が必要。

参加者全員に質問、言葉 苦情等に関しては相手の
かけをされ緊張のする場面、 感情を受け入れ、話を良
少々笑える場面、聞き入る く聞いてあげる事により相
場面があり時間が経つのが 手の方も落ち着いて話をし
早く感じました。 てくれるようになる事があ
る。

言葉の使い方に關しては、 今回の研修において介護
いくつかの言葉を挙げ、そ
の言葉を丁寧な言葉に置き
換える場面では上手く置き

支援専門員としての心構え、
言葉使いや態度、家族の方、
事業所の方との関わり方な
どを勉強でき今後にかし
ていきたいと思ひます。



第1回岩槻区・見沼区合同ケアマネサロン

「排泄ケアの新しい取り組み」～尿吸引ロボ ヒューマニーの紹介～

開催日時 平成21年6月19日（金）18時00分～19時00分
開催場所 七里コミュニティセンター（第3・4会議室）

今回、尿吸引器が介護保険の対
象となった事を受け実際に確認を
する事により介護負担の軽減とな
るのか。

講師に ハートウエル さいた
ま店の井上麻子氏をお招きし器具
の説明、使用方法、実際の使用を
行ないました。

尿パットについている印（セン
サー）部分を適所に合わせ管をつ
なぎ吸引を行なうとの事でしたが
人によっては装着が困難である
事、パットのコストが高い事、コ
ストを抑える負担を抑える事でつ
けっぱなしになり不衛生になる可
能性があるのではと問題も出てき
ました。

また、購入にあたり必要な書類、
本人の身体条件等もあり今後の動
向を少しみてみる必要があると感
じました。

介護支援において排泄の問題は
欠かせないものであり、負担を軽
減する事により在宅生活が少しで

も長く送れるよう情報を収集し提
案していきたいと考えました。

今回の研修において実際に機器
などを触ってみる事により用具の
貸与、購入等に関しても慎重に行
なう必要があると感じました。

サロンを開催する事により、他
事業所の方と仕事、私的な事柄な
ど意見交換ができ大変有意義な時
間を過ごす事ができました。



第1回北区ケアマネサロン

開催日時 平成21年7月29日（水） 13時30分～15時00分
開催場所 高齢者生きがい活動センター

第1回北区ケアマネサロンは、辺のデイケアについて、各事業所各居宅介護支援事業所、地域包括支援センターから15名の参加があり、日頃のケアマネ業務の中で感じていること、困っていること、疑問点などをざくばらんな座談会形式で話し合いました。

例えば、北区とその近辺のショートステイで、胃瘻の方の受け入れをしてくれる事業所についてや、地域の病院と連携を図る際、窓口となる部署や対応してくれる人についてなど、同じ北区で働くケアマネならではの具体的な情報交換となりました。

また、今年度から業務についた新人ケアマネが抱える困難事例を挙げ、先輩からのアドバイスをもらうこともできました。

今年度の北区ケアマネサロンは、同じ地域で働くケアマネ同士の横のつながりを強めていくことを目標としています。今後は北区の中のデイサービス、北区とその近辺のショートステイ、北区とその近

辺のデイケアについて、各事業所の特徴を知り、利用者のニーズに応じた事業所の選択ができるよう、情報交換の場を提供したいと考えています。



施設介護支援専門員研修の報告

「平成21年度第1回研修会 施設ケアマネサロン」

開催日時 平成21年6月27日（土） 14時00分～16時00分
開催場所 グリーンヒルうらわ（緑区）

今年度初回の研修は「施設ケアマネサロン」。施設従事者であれば非会員でも参加可とし、且つ、会員であれば居宅のケアマネジャーも参加できるオープン形式として開催。14名（会員6名・非会員8名、施設従事者12名・居宅2名）が参加した。

サロンは二部構成とし、第一部は老人保健施設さんもくせいの相談員として長年のキャリアを持ち、また、さいたま市認知症介護指導者としても活躍する黒川康子氏をファシリテーターに「ブラインドウオーク」を体験した。

目に見えないAさんと誘導するBさん。「BさんはAさんに触れてはいけない」というルールで施設のロビーから玄関の外までを歩く。1回目終了し、グループワークで意見交換の後、交替して相互の役割を体験した。終了後のグループ協議では「相手にものを伝えることの難しさが理解できた」という意見が多数聞かれた。「介護する側が、ちょっと、もう少し、など曖昧な表現や不安を感じさせる言葉を使わずに声をかけることが被介護者の安心感につながることに気づいた」などの意見があった。

第二部はテーマを決めないグループワーク。「普段は施設の中で限られた人数でやっているの自分たちの仕事の進め方が良いのか悪いのか評価できない。他の施設のやり方を聞いて参考になった」「自分の施設での悩みや相談ができてすごく良かった。同じ立場で

いるので話が伝わるし、アイデアをいただき、自分のところでは何かできるのか考へることができた」「他施設のケアマネの苦労も聞いて、私だけでなく同様に励まし合えた。モチベーションが上がります」などの感想が聞かれた。

アンケートからは「施設ケアマネの仕事について、曖昧で確立されていないことが多く不安を感じている。交流できて勉強できる場を増やしていきたい」と不安の声、「いつも大変楽しみにしている。今後も参加させてください」との嬉しい声もあった。

終了後、2名の方の入会があったことを報告する。

（写真 左上へ）



平成21年 第1回医療・介護連携研修会(太宮医師会主催)

開催日時 平成21年7月23日(木) 18時30分
開催場所 プラザノース 2階 多目的ホール

大宮医師会よりお申し出いただき、
「平成21年度第1回医療・介護連携研修会」が開催されました。開場は満員で座りきれない人が出るほどの盛況でした。

最初に、さいたま認知症ケアネットワーク 地域包括支援センター連携担当医について大宮医師会介護保険 在宅医療担当理事 三谷雅人氏より紹介がありました。

認知症の疑いのある人に対する相談、早期対応には、医療と介護が連携し情報を共有することが大切です。今年4月より医療連携加算として新規に評価されるようになり、ますます重要性が高まっているといえます。

2つ目のテーマは、さいたま市「緊急時医療機関・救急隊への連絡票(案)」について、当協会副会長 山下和彦氏より進捗状況の発表がありました。

昨年の北・見沼・岩槻区の合同サロンドで救急隊の方との座談会をきっかけに、今年3月の全体研修会で「高

齢者ケアネットワーク」についてシンポジウムが行われ、緊急時の現場での情報不足が大きな課題として示されました。その後、意見交換を重ねさいたま市版としての連絡票(案)の作成に至りました。地域の自治会でも必要性が叫ばれており、連絡票を活用することで迅速かつ適切な対応がとりやすくなる

ことが期待されます。

3つ目のテーマは、「家族の協力が得られず介護保険利用に困難をきたした認知症の一例」について プライエボリー くるみ 上野敦子氏、湯澤医院 院長 湯澤俊氏より、事例報告がありました。

介護保険料を滞納していたケースで、給付制限のため保険給付率が9割から7割に引き下げられ、高額サービス費の支給もされないことから、

経済面と家族の問題(在宅放置型)を抱えた厳しい内容でした。困難ケースであっても「全員の力を合わせれば何とかなる」という心強い言葉をいただき、医療・訪問看護・地域包括、ケアマネジャー、関係機関が連携を図り、それぞれが協力していくことの必要性を再認識する良い機会になりました。



さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的

に賛同する者とする。

- (1) さいたま市に住所または勤務先を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。または入会年度内に実務研修を終了する見込みの者
- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。ただし、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。ただし、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部

事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。ただし、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

(抛出品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出品は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 研修委員長 1名
- (5) 広報委員長 1名
- (6) 各区の代表幹事 10名

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研修

委員長、広報委員長、各区の代表幹事とし、総会において会員の中から選出する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修委員長、広報委員長、各区の代表幹事は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中枢となる。

5 研修委員長は、研修副委員長と研修委員会を構成して、各区の代表幹事と連携をはかり、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整等を行う。また、各区より研修会の開催 希望があった場合、副研修委員長と各区の代表幹事と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。また、各区広報委員からの各区の活動状況を把握して、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区の代表幹事は、副幹事と連携をして各区の活動の中心となる。区内で活動を行う際は、活動

計画の企画や調整を行い、区内の会員へ連絡を行う。但し、区内の会員の規模や代表幹事・副幹事のみで円滑な活動が難しい場合は、代表幹事の判断で区内の活動に協力できる会員を指名して、協力を依頼することができる。その際には、役員に事前に報告し了解を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。ただし補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市大宮区下町3丁目8番3号 財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(召集及び開催)

第19条 総会の会議は、会長が召集する。

2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的

たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

5 役員会は、必要などき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会議の議長は、その会議に出席した会員等の中から選出する。

3 やむをえない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって表決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、

総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間および本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供または漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間および本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間および本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の

施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

平成 21 年度
さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

月	全体・執行部主催研修 内 容	幹事会活動・研修 内容	施設ケアマネ研修 内容	研修委員会 広報委員会	役員会	備 考
4 月					執行部会 役員会	
5 月	通常総会 第 1 回全体研修 「基調講演」			広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
6 月			施設ケアマネサロン 「交流会」	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
7 月	新人研修 「接遇研修」			広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
8 月				広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
9 月		各区	第 1 回施設ケアマネ研修 「認知症勉強会」	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
10 月	第 2 回全体研修 「認知症高齢者における シンポジウム」	ケアマネサロン		広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
11 月				広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
12 月			第 2 回施設ケアマネ研修 「学習療法について等」	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
1 月				広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
2 月				広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
3 月	第 3 回全体（行政合同）研修 「ケアプラン点検支援 マニュアルについて等」		第 3 回施設ケアマネ研修 「講義」 （講師：峯尾武巳氏）	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	

ほのぼのさんぽ

カブトムシ危機一髪！？

浦和しぶや苑 松本 幸司

真夏・・・といえば、アブラゼミ達の怒鳴りあい、さらに体感温度を上げまくる季節。しかし、ホントに梅雨明けしたのかな？という海の家泣かせの雨ばかりで、昼間からヒグラシのすすり泣きが目立っている・・・そんなある日の事。

「ガキンチョ1号（3歳）」が通っている保育園が、カブトムシ夫婦をプレゼントしてくれた！「男の子 + カブトムシ = 大好き」という公式は当てはまらず、泣きながら逃げ回る「ガキンチョ1号」そんな「ガキンチョ1号」を尻目に、最近、目につくもの全てを口にしなければ気がすまなくなった「ガキンチョ2号（6ヶ月）」が虫かごを食べていた！

そんなこんなで数日が経ち・・・徐々にカブトムシに慣れてきた「ガキンチョ1号」初めは足を指でチョンと触れるようになり・・・次はツノ・・・と順調に慣れてきて、もう少しで掴めるようになるなあ～☆ なんて思っていたのも束の間、餌をやるために虫かごのフタを取った瞬間に1匹が脱走！運悪く

(?)「ガキンチョ2号」の射程範囲内に着地。恐れを知らない「ガキンチョ2号」ムンズとカブトムシを掴みそのまま口へ・・・。

まだ離乳食が始まったばかりの「ガキンチョ2号」よ、オマエにはまだカブトムシを喰うには早すぎる・・・(早いかどうかの問題では、ないような気がするが・・・)

なにはともあれ、きっと大好きに違いないと思う事も、段階を経なければいけないんだなあ～と思ったわけで、コチラでイイナと思う事もドーンと押し付けてはダメなんだな～と教えられました☆

ガキンチョ2人～！生き物は大切に～！！でも、なんだかんだ言いつつも一番、「飼育」を楽しんでいるのは「父親」だけどね～☆

※「ガキンチョ2号」に囚われたカブトムシは無事救出されました☆ まだ歯が生えてなかったので生還できました・・・

あとがき

今年度初めの広報誌には、「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。目を通していただいた後も保存していただければ・・・と思います。

これからも、「読んでいただける広報誌」を目指していきますので、ご意見・ご要望など、ございましたら、ご連絡ください。

事務局より

会員の住所・事業所等登録事項に変更があった場合や入会・退会希望の場合は事務局までご連絡ください。

さいたま市介護支援専門員協会 事務局 野崎・西間木

(財)さいたま市在宅ケアサービス公社内

電話番号 048-645-7470

FAX 048-645-7500

リニューアルしたので見てくださ～い!!

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>